

平成30年度日吉津村障がい者就労施設等からの物品等調達方針

平成30年4月1日制定

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務を調達する方針を定め、これに基づき調達することにより、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的とする。

1. 適用範囲

この方針は、本村のすべての機関が発注する物品等の調達に適用する。

2. 調達方針

- 1) 当該年度の予算及び業務の予定等を勘案し、可能な範囲で調達するものとする。
- 2) 調達担当窓口を設け、調達に関する一括管理を行う。
- 3) 調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を原則とする。

3. 対象となる物品等

障がい者就労施設等が提供できるすべての物品・役務等

4. 平成30年度の調達目標額

調達目標額：1,500千円

5. 調達方針及び実績の公表等

- 1) 本村における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、村ホームページ等において公表する。
- 2) 各会計年度終了後、調達実績の概要を取りまとめ、村ホームページ等において公表する。